

平成16年(行ウ)第68号 公金支出差止等請求事件

原告 村越啓雄 外50名

被告 千葉県知事 外2名

証拠説明書(甲A号証)

2008(平成20)年6月5日

千葉地方裁判所民事第3部合議4係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 菅野 泰

同 廣瀬理夫

同 中丸素明

同 植竹和弘

同 拝師徳彦

同 及川智志

同 島田亮

同 山口仁

番号	文書名	作成日	作成者	立証趣旨	備考
甲A 1	意見書	H20.1.25	西川伸 一	国民にとって不必要な公共事業が、公共事業官庁ないし公共事業を計画・実施する「技官」とよばれるキャリア官僚にとって、再就職先確保等私的利益を実現する手段として利用されているという「ムダの制度化」ともいべき社会構造があること、本件ダム事業の事業者である国土交通省は、本件ダム事業の存続によって利益を得る利害関係者であって、本件ダムの必要性に関し、第三者的立場にあるとはいえないこと 1 国土交通省・農水省等公共事業官庁で、「技官」とよばれる官僚が多く採用されていること 2 技官・事務官に共通する官僚の行動動機は、「予算を獲得すること、権限を拡大すること、天下りのポストを増やすこと」であること 3 技官が、事務官と比較して、昇給面で冷遇されていること 4 技官が、昇進面での差別に対抗するため、各専門部局の権限維持拡大に努めていること、その結果、公共事業の予算配分シェアが硬直化し、公共事業が自己目的化されていること、技官が権限維持・拡大のため発注する公共事業が、ゼネコンやコンサルタント会社に利益をもたらし、そこに技官が天下るという「ムダの制度化」の実態があつて、このことが国民にとって不必要な公共事業が行われる構造的理由であること	写し
甲A 2 - 1	資料要求書	H18.5.22	長妻昭 事務 所	甲A2-2は、「ハッ場ダム事業に係る入札について、事業名、契約日、落札金額、落札率、落札業者、落札業者に対する国土交通省職員の再就職者数（累計）を調査の上、一覧表にして提出されたい」との国会議員の資料請求に対する回答として国土交通省が作成・提出した資料であること	写し
甲A 2 - 2	ハッ場ダムについて (6月9日提出分)(抜粋)	H18.6.9	国土交通省河川局治水課	合計77名(ただし公益法人については役員以外の職員を算入していない)の国土交通省職員が、平成15年から17年の3年間に、ハッ場ダム事業に係る落札業者(営利企業及び国土交通省所管公益法人)へ再就職していること	写し
甲A 3	ハッ場ダム事業に係る平成18年度落札業者へ	H19.9.25	国土交通省河川局治水課	ハッ場ダム事業に係る入札について、平成18年度に落札した業者(公益法人を含まない)へは、合計33名の国土交通省職員が再就職していること	写し

	の国土交通 省職員の再 就職者数				
甲 A 4	ハッ場ダム 事業に係る 平成13～18 年度の随意 契約につい て	H19.9.25	国土交 通省河 川局治 水課	国土交通省が、平成13年～18年度の間、ハッ場 ダム事業に係る72事業（契約金額総額27億1200万 3000円）を、随意契約で発注していること	写し
甲 A 5	平成13～18 年度の随意 契約業者へ の国土交通 省職員の再 就職者数	H19.9.25	国土交 通省河 川局治 水課	合計23名の国土交通省職員が、平成13年～18年度 の間、ハッ場ダム事業に係る随意契約業者（公 益法人を含まない）へ再就職していること	写し
甲 A 6	週刊フライ デー記事	H19.12.7 号	週刊フ ライデ ー編集 部、横 田一	甲 A 2 - 2 が提出された経緯（国土交通省は、甲 A 2 - 1 の資料請求に対し、最初ごく一部の資料 しか提出しなかったが、その後請求者である国会 議員から国土交通省に対し繰り返し要求を受けた ことから、ようやく詳しい資料を提出したこと） 近藤徹・元国土交通省河川局長が、平成13年 にハッ場ダム「補償基準検討業務」の一つを1700 万円（落札率95.4%）で受注している（財）水資 源協会に再就職していること 国土交通省関東地方整備局が、地方紙に対 し、同局の事業に関する広告を掲載させ、平成16 年4月から平成18年12月までに、広告料として合 計1億720万円余りを支払っていること	写し
甲 A 7	週刊金曜日 記事	H19.7.27 号	週刊金 曜日編 集部、 まさの あつこ	にハッ場ダム「補償基準検討業務」の一つを1700 万円（落札率95.4%）で受注している（財）水資 源協会に再就職していること 国土交通省関東地方整備局が、地方紙に対 し、同局の事業に関する広告を掲載させ、平成16 年4月から平成18年12月までに、広告料として合 計1億720万円余りを支払っていること	写し
甲 A 8	週刊金曜日 記事	H19.8.24 号	週刊金 曜日編 集部、 岡田幹 治	昭和57年2月の国会で存在が明らかになったダム 工事の「談合表」において、当時まだ現地調査も 済んでいない段階であった本件ダム工事を、大成 建設(株)と前田建設工業(株)のJVが受注すること になっていたこと、平成19年7月には本体工事につ ながる転流工の工事を大成建設(株)が受注している こと	写し

以 上